

新型コロナウイルス特例貸付の償還に関するご案内

1. 償還（返済）免除の申請・手続き

- 現在、返済中でも、借受人と世帯主が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税（住民税を支払う必要がない）」であれば、「償還免除（返す必要がなくなる）」になることがあります。
- 償還（返済）免除の対象になる人は手続きが必要です。
貸付の債権によって、非課税の対象年度によって、全額免除、一部免除と違うことがあります。
必要な書類：①貸付金償還免除申請書（コールセンターからお送りします。）
②世帯全員の住民票（免除申請をする方で用意してください）
③非課税証明書又は課税証明書で住民税均等割・所得割どちらも０円
（免除申請をする方で用意してください）

※詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

2. 償還（返済）用口座の手続き

- 償還免除の対象にならない人は、償還金（返済金）を引き落とす口座を届け出てください。
右のＱＲコードからＷＥＢで登録してください。



※ＷＥＢからの口座登録ができない方は、コールセンターまでお問い合わせください。

3. 問い合わせ先

兵庫県社会福祉協議会 特例貸付コールセンター

TEL：０１２０－５５２－０３９

【受付時間】 平日 午前９：００～午後５：００

※日本語の他、英語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、中国語、韓国語等の多様な言語に対応しています。

【ホームページ】 <https://www.hyogo-wel.or.jp/topics/coronatokurei.repayment1.php>

ひょうごけんしゃかいふくしきょうぎかい かね か ひと 兵庫県社会福祉協議会でお金を借りた人へ

しんがた とくれいかしつけ しょうかん かん あんない 新型コロナウイルス特例貸付の償還に関するご案内

1. お金を 返さなくてもいい人

かね かね ひと
お金を返すことが始まる時に、「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主（家族
だいひょう じゅうみんぜいひ か ぜい す はら ぜいきん えん ばあい
の代表）」が「住民税非課税（住んでいるところに払う税金が0円）」の場合

⇒「償還免除（お金を返さなくてもいい）」を申し込みます。

ひつよう
・必要なもの：①「貸付金償還免除申請書」

せたいぜんいん かぞくぜんいん じゅうみんひよう いっしょ す かみ
②「世帯全員（家族全員）の住民票（一緒に住んでいることがわかる紙）」

ひかぜいしょうめいしょ す はら ぜいきん えん かみ
③「非課税証明書（住んでいるところに払う税金が0円だったことがわかる紙）」

てつづき
・手続きにむけて、コールセンターの連絡をしてください。

2. お金を返さなければならない人

かね かね ひと ばあい
1の「お金を返さなくてもいい人」ではなかった場合

⇒お金を返してください。

かね ぎんこうこうざ みぎ とうろく
・お金を返すための銀行口座を、右のQRコードからWEBで登録してください。



つか ひと れんらく
・WEBを使うことができない人は、コールセンターに連絡してください。

3. わからないことがあるとき

ひょうごけんしゃかいふくしきょうぎかい とくれいかしつけ
兵庫県社会福祉協議会 特例貸付コールセンター

でんわ
【電話】0120-552-039

うけつけじかん へいじつ ごぜん じ ごご じ
【受付時間】 平日 午前9時 ～ 午後5時 まで

にほんごいがい えいご すべいんご ぼるとがるご べとなむご ねぱーるご ちゅうごくご
※日本語以外に、英語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、中国語、

かんこくご いがい たくさん がいこくご たいおう
韓国語など以外にもの沢山の外国語に対応しています。